



老人保健福祉計画

町では、今後ますます進む高齢化社会に備え、町民一人ひとりが老後を安心して暮らせるよう、平成11年度までの福祉サービスの内容や目標量を定めた老人福祉計画を策定しました。

計画の概要については、5月号広報でお知らせましたが、今月号では、計画の中で特に重点を置いている在宅福祉サービスの内容についてお知らせします。

在宅福祉サービス

- ⑤通院等の介助その他必要な身体の介護
- ⑥その他必要な家事

2、家事に関すること

①調理

- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居等の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買物
- ⑤関係機関等との連絡

⑥その他の必要な家事

3、相談、助言に関すること

- ①生活、身上、介護に関する相談・助言
- ②その他必要な相談・助言
- ③サービスを利用する方

●老衰、心身の障害、傷病などの理由でねたきりになつていても、日常生活を當むのに支障があるお年寄りや

常生活を當むのに支障があるお年寄りや身体障害者の世帯を、ホームヘルパーが訪問して日常生活のお世話をし、お年寄りなどの在宅での生活を支援します。

サービスの内容

ホームヘルパーがお宅を訪問して、食事や排泄などの介護、調理や洗濯などの家事、介護などに関する相談、助言のうち必要とされるサービスを行います。

1、身体の介護に関すること

①食事の介護

②排泄の介護

③衣類着脱の介護

④身体の清拭、洗髪

費用

- 世帯の所得に応じて、1時間当たり250円から900円の費用を負担していた場合です。なお、低所得者の世帯は無料

短期間、特別養護老人ホームで お年寄りのお世話をします

ショートステイ

です。

介護者に代わって、ねたきりのお年寄りや痴呆性のお年寄りを一時的にお世話する必要がある場合に、特別養護老人ホームに入所していただき、家族などの介護負担の軽減を図るためのものです。

サービスの内容

介護者の疾病、冠婚葬祭などの社会的理由や、介護者の介護疲れによる休養や旅行などの私的 lý由で、一時的に家庭での介護ができなくなつた場合に、在宅のねたきりなどのお年寄りを、原則として7日以内、(痴呆性のお年寄りは20日以内)特別養護老人ホームでお世話をします。期間は、町長が認める場合には、必要最小限の範囲で延長することができます。

社会的理由・私的 lý由

- ①社会的理由
- ②疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転